

# FC 北前野規約

## 第一条 名称

本会は「FC 北前野」と呼称し、事務所を代表宅におく。

## 第二条 結成目的

サッカーを通して児童の体力向上と心身の健全なる育成を目的とする。

## 第三条 活動内容

第二条の目的を達成するために以下の活動をおこなう。

- 1 サッカー技術向上のための練習会
- 2 近隣チームとの練習試合
- 3 東京都サッカー協会及び板橋区サッカー連盟主催の行事への参加
- 4 会員相互の親睦を図るための催し
- 5 その他本会の目的達成に必要と認めたこと

## 第四条 会員の資格

小学校1年～6年在学の児童で、保護者とともに本会の主旨に賛同する者。

## 第五条 役員及びスタッフ

会員保護者・地域在住者・学校関係者より以下の役員及びスタッフを選出し、本会の運営にあたるものとする。顧問は北前野小学校代表者とする。必要に応じて相談役を置くことができる。

会 長	1名
副会長	1名
代 表	1名
ヘッドコーチ	1名
総務	若干名
チームサポート	各学年より1名（学年内の連絡調整などをおこなう）
コーチ	若干名

附則 役員とは、会長、代表及び総務、コーチの代表者ならびに、代表が任命した者をもって構成する。

役員及びスタッフをもって運営委員会（コーチ会議）とする。

## 第六条 役員及びスタッフの任期

役員及びスタッフの任期は1年間として、その再任は妨げない。  
役員及びスタッフに欠員が生じた場合は役員会でその補充をし、その任期は前任者の  
残余期間とする。

## 第七条 会の意思決定機関

本会の最高意思決定機関は会員保護者の総会とする。但し、緊急の場合は運営委員会  
をもって、これに代えることができる。

## 第八条 会議の成立と議事

- 1 総会及び運営委員会は2／3（委任状を認める）を以って成立する。  
但し、1／3の現出席者を必要とする。
- 2 議事は出席者の過半数を以って議決する。

## 第九条 経費

本会の経費は、すべての会員より徴収する会費によってまかなわれる。

## 第十条 会費

- 1 すべての会員は所定の会費を納入する。
- 2 遠征時の交通費等は、その都度徴収する。
- 3 納入は原則振込とする。

## 第十一条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日を以って終わる。

## 第十二条 規約の発行と変更

- 1 本規約は、2026年4月25日より発行するものとする。
- 2 本規約の改正・改定は総会によってのみおこなわれるものとする。